

金山町新規開発事業等補助金制度のお知らせ

新商品等・販路拡大に関する事業に要した、経費の2分の1
(上限20万円)を町が補助します。

対象事業の1及び2を同一事業で実施する場合は、補助率を3分の2
(上限40万円)になります。

対象者

- ・金山町内に住所を有する、事業所、団体又は個人
- ・町外の事業者等であっても、町内産農林水産物を活用するか、町内事業者と共同で実施する場合は対象とします。



補助対象となる事業

1. 新商品等

町内で生産される農林水産物等を活用し、新たに市場に流通することが見込まれる商品等の調査、研究及び試作。

2. 販路拡大

- ・県外で開催される物産展見本市等に参加すること
- ・ホームページ等により新商品等を販売すること

※販路拡大に関する事業のみの場合は、交付決定された年度から連続する3年間が対象となり、補助金の合計限度は20万となります。



手続き

1. 交付申請

- ・交付申請書及び事業計画書
- ・事業を開始するにあたっての経費が分かるもの（見積書の写し等）
※審査後、交付決定が送付されますので、その後に事業に取り組んでください。

2. 実績報告

- ・実績報告書及び事業成績書
 - ・事業に要した経費が分かるもの（請求書・領収書の写し）
 - ・完成写真
- ※実績報告後に、補助金が交付されます。



※ご不明な点がございましたら、下記あてにお問合せください。

問 役場まちづくり課 商工観光係 ☎29-5640